

# 令和8年1月1日から 林野火災 注意報・警報の 運用が始まりました



令和7年2月岩手県大船渡市において発生した林野火災では、約3,370ヘクタール、226棟の建物が被災するという甚大な被害が発生しました。このようなことを踏まえ、林野火災の予防を目的に火災予防条例が改正され、令和8年1月1日から、林野火災注意報と林野火災警報の運用が開始されました。



## 1 林野火災注意報・警報について

気象状況が一定の基準に達し、火災の発生しやすいときに発令するものです。

注意報及び警報発令時：屋外での火の使用はやめてください。

《林野火災注意報発令基準》 次の①又は②のいずれかの条件に該当する場合

- ①前3日間の合計降水量が1mm以下、かつ、前30日間の合計降水量が30mm以下
- ②前3日間の合計降水量が1mm以下、かつ、乾燥注意報が発表

《林野火災警報発令基準》

林野火災注意報の発令基準に加え、強風注意報が発表された場合

## 2 林野火災注意報・警報が発令された場合の屋外での規制について

- ①山林、原野等において火入れをしないこと
- ②煙火をしないこと
- ③火遊び又はたき火をしないこと
- ④可燃物の近くで喫煙をしないこと
- ⑤山林、原野等で喫煙をしないこと
- ⑥残火、取り灰又は火粉を始末すること

※警報発令時、上記に違反した場合罰則があります。

### 3 林野火災注意報・警報の発令の周知、広報について

#### 林野火災 注意報 を発令したとき

- 該当の市町から告知放送によりお知らせします。
- 消防本部のホームページに掲載します。
- 消防車両による広報をします。



#### 林野火災 警報 を発令したとき

- 該当市町からの防災ラジオ（飯南町は告知放送）及び屋外スピーカーでお知らせします。
- 消防本部のホームページに掲載します。
- 消防車両による広報をします。



住民の皆様には火災予防に  
ご理解とご協力をお願いします。

#### 問合せ先

雲南消防本部・雲南消防署 40-0119

奥出雲消防署 54-2166

飯南消防署 72-1201



雲南消防本部  
ホームページ

